

## 品川区多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱

制定 平成26年 4月 1日 区長決定 要綱 第70号  
改正 平成28年 3月30日 区長決定 要綱 第167号  
改正 平成31年 2月 1日 部長決定 要綱 第164号

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条に規定する障害児通所支援負担上限月額につき、第24条第3号、25条の2第1号ハおよび第2号ハの規定の適用があった通所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の利用者負担額について、法第21条の5の7第11項および第12項の規定による支払が不可能であった通所給付決定保護者が当該通所支援負担上限月額を超えて負担した分を給付費として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、乳幼児とは、法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。

2 この要綱において、幼稚園等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部、法第39条第1項に規定する保育所、法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

3 この要綱において、保護者とは、法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。

### (対象となる支援)

第3条 この要綱において、多子軽減措置の対象となるのは、法第6条の2に規定される障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援とする。

### (償還額)

第4条 次の表1に掲げる金額の合算額（合計額が表2の区分ごとに掲げる額を超える場合は表2の区分に応じた額とする）と実際に事業者へ支払った額の差額とする。

表1

対象	多子軽減措置の内容
(1) 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児（該当者が2人以上ある場合は、年長者）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額
(2) 幼稚園等に通り、又は障害児通所支援を利用する乳幼児のうち(1)に掲げる乳幼児以外のもの（該当者が二人以上ある場合は、年長者）	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の5に相当する額
(3) 上記以外の者	0

表 2

生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯 (所得割28万円以上)	37,200円

2 軽減後の保護者の負担する月額利用者負担金の額に1円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てるものとする。

(償還払いの申請)

第5条 多子軽減の対象となる児童が同一の世帯にいる保護者が、償還を受けようとするときは、多子軽減に伴う障害児通所給付費支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を区長へ提出しなければならない。

2 前項の申請書には、幼稚園等の通園証明書(様式第2号)及び利用者負担額の支払を証する書類(領収証)を添付するものとする。

(支給決定等)

第6条 区長は、保護者から前条の申請があったときは、その内容を審査の上可否を決定し、多子軽減に係る障害児通所給付費支給(不支給)決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するとともに、支給すべときは決定した給付費の償還額を決定後30日以内に申請者に対し、口座振替の方法により支払うものとする。

(給付費の返還)

第7条 区長は、前条に規定する給付費の償還を受けた保護者が、偽りその他不正な手段により給付費の償還を受けたときは、支給した給付費の全部または一部の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月に提供された障害児通所支援から適用する。それ以前に提供された障害児通所支援については、なお、従前のおりとする。

#### 付 則

この要綱は、平成28年4月1日より適用し、平成31年12月31日をもって廃止する。

#### 付 則

この要綱は、平成31年2月1日より適用し、平成31年12月31日をもって廃止する。

様式第1号（第5条関係）

多子軽減に伴う障害児通所給付費支給申請書

品川区長 へ

次のとおり関係書類を添えて多子軽減に伴う障害児通所給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ												
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)												
生年月日		年 月 日										
居住地		〒 電話番号										
サービス利用月の世帯における 対象費用の支払合計額					申請に係 るサービ ス利用月			年 月分				
係 る 児 童 の 氏 名 に 通 所 給 付 決 定 に	フリガナ		生年月日		受給者証番号							
	氏 名											

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

多子軽減に係る障害児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目		口座番号					
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
	フリガナ											
口座名義人												

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申請者 との関係
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

# 通園証明書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
様  
(給付決定保護者氏名)

住所  
施設名  
施設長氏名

印

下記児童は、当施設に通園（通所）していることを証明します

## 記

	児童氏名	生年月日	在園期間
1			~ 年 月 日 年 月 日
2			
3			
4			

多子軽減に係る障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

様

品川区長

印

年 月 日に申請のありました多子軽減に係る障害児通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者 氏名																			
給付決定に係る 児 童 氏 名		受給者 証番号																	
給付決定に係る 児 童 氏 名		受給者 証番号																	
給付決定に係る 児 童 氏 名		受給者 証番号																	

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	年 月分
支 給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支 給 金 額	円
不支給の理由			

振込先	金 融 機 関										
	口 座 種 目										
	口 座 番 号										
	口座名義人										

不服申立て及び取消訴訟

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3カ月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。